

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

( 答 申 第 81 号 )

令和4年10月3日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

# 答 申

## 第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は妥当である。

## 第2 審査請求の経過

### 1 公開請求

令和3年7月19日、審査請求人は、大津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「健康推進課が保有する次の文書：

- ・2019年7月3日に全国保健所長会メーリングリストを通じて保健所長に送信された『2019年度地域保健総合推進事業「保健所における喫煙対策の現状と課題～改正健康増進法への対応～」アンケート調査』への回答に係る文書
- ・2020年7月に保健所へ電子メールにより送信されたアンケート調査票「2020年度地域保健総合推進事業 保健所における喫煙対策の現状と課題」への回答に係る文書

### 2 実施機関の決定

令和3年7月30日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、2019年度地域保健総合推進事業「保健所における喫煙対策の現状と課題～改正健康増進法への対応～」アンケート調査回答に係る回議書及び2020年度地域保健総合推進事業 保健所における喫煙対策の現状と課題～改正健康増進法への対応～アンケート調査回答に係る回議書（以下「本件公文書」という。）を特定して、条例第11条第1項の規定に基づき、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

令和3年11月4日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

## 第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、喫煙歴の公開を求めるものである。

## 第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 全国保健所長会「喫煙対策の推進に関する行動宣言2010」では、「全国の保健所長全員が非喫煙者であることをめざす。」とされていることからすると、大津市保健所長の喫煙歴は、保健所長の資質に係る情報であり、職員個人の私的領域に属する情報とはいえ、条例第7条第1号に該当しない。

2 厚生労働省が2016年にまとめた「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」の本文310頁では「科学的証拠は、たばこの使用とニコチン依存症との因果関係を推定するのに十分である（レベル1）。」と結論付け、本文307頁ではニコチン依存症の病態について「病態の認知的側面は、ニコチン離脱による気分悪化を回復させる効果を“たばこの効用”と錯覚したり、有害性を認める心理的苦痛を認知変容によって軽減したりすることを指す。これらにより、喫煙の個人的価値が相対的に上昇して他の価値（健康、家族等）を凌駕するようになるとともに、無意識に喫煙の有害影響を軽視する傾向が現れる。たばこないし喫煙を人生において価値あるものと感じる認知は「嗜癖性の信念（addictive belief）」と呼ばれ、喫煙者のもともとの性格傾向ではなく、依存症の一病態であると考えられている。」としている。

上記のニコチン依存症の病態の認知的側面を踏まえると、保健所長が喫煙している場合、その職務とされる広範囲にわたる保健衛生部門全体の統括指導等を行うに当たって、全体のうち喫煙対策に係る部分を不当に軽視し、適切な統括指導等が行われないおそれが高いものと考えられる。このことからすると、保健所長の喫煙歴は、大津市長がいうような「保健所長としての職や職務遂行に直接関わる情報ではなく、むしろ、個人の私的領域に関わる情報」とはいえない。

3 保健所長の職務とされる広範囲にわたる保健衛生部門全体の統括指導等が適切に行われたか否かについては、本件公文書とは別の公文書によって説明されるべきことではあるものの、喫煙の有害影響を軽視する傾向が無意識に現れるとされていることからすると、ニコチン依存症の病態が職務遂行に不当に影響を与えていたとしても、そのことが公文書に記録されているとは限らない。

4 以上のとおりであるから、保健所長の喫煙歴は条例第7条第1号ただし書ウに該当し、保健所長の職及び職務遂行の内容に係る部分であって、市民に説明する責任を全うするという観点から公開されるべき情報である。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 本件処分において非公開とした部分は、大津市保健所長の性別、年代、喫煙歴である。大津市保健所長の氏名は、インターネット上でも公開されており、個人が特定できる状態であるため、大津市保健所長の情報として回答された性別、年代、喫煙歴は、いずれも、「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する。したがって、原則、非公開情報である。

2 保健所長としての職務は、市民の利益の観点に立ち、地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保のために、広範囲にわたる保健衛生部門全体の統括指導等を行うことにあり、当該職務を遂行する上で、性別、年代、喫煙歴は直接的な関係を有しない。

3 非公開部分は、全国保健所長会のアンケート調査への回答として記載されているが、記載された情報は、保健所長としての職や職務遂行に直接関わる情報でなく、むしろ、個人の私的領域に関わる情報である。

4 条例第7条第1号ただし書ウは、個人の権利利益を侵害することがあってもなお公開するこ

とによる公益が優先する場合について定めたものと解される。本件のように、職務上のアンケートの回答であっても、職務遂行に直接関わるものではない個人の情報については、当該職員個人の権利利益の侵害に優るだけの公開すべき公益があるとはいえず、非公開部分は、いずれも条例第7条第1号ただし書ウに該当しない。

- 5 審査請求人は、全国保健所長会「喫煙対策の推進に関する行動宣言2010」において、「全国の保健所長全員が非喫煙者であることをめざす。」との記載があるため、大津市保健所長の喫煙歴が保健所長としての資質に係る情報であり、職員個人の私的領域に属する情報であるとはいえず、非公開情報に該当しないと主張している。しかしながら、審査請求人が指摘する行動宣言のうち、「全国の保健所長全員が非喫煙者であることをめざす。」とあるのは、同会として達成すべき基本方針を示しているに過ぎず、保健所長としての個々人の資質には何ら関係するものではない。
- 6 受動喫煙防止や行政機関等における喫煙の禁止、受動喫煙に関する知識の普及等については、健康増進法に基づき、大津市保健所という組織として受動喫煙防止対策を推進しており、大津市保健所長個人の喫煙歴が当該業務遂行に影響を与えるものではない。
- 7 上記のことから、大津市保健所長の喫煙歴は、保健所長としての資質に係る情報とはいえず、当該公務員等の職及び業務遂行の内容に係る情報には該当しない。

## 第6 当審査会の判断理由

### 1 本件公開請求について

本件公開請求は、全国保健所長会が実施したアンケート調査への回答に係る文書の公開を求めるところ、実施機関は、大津市保健所長の性別、年代、喫煙歴についての回答部分を条例第7条第1号に該当するとして非公開としたものである。

これに対して、審査請求人は本件処分を取り消し、大津市保健所長の喫煙歴（以下「本件非公開部分」という。）の公開を求めていることから、当該部分の非公開情報該当性について、以下検討する。

### 2 本件非公開部分の非公開情報該当性について

#### (1) 条例第7条第1号本文該当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

また、個人に関する情報の非公開情報該当性の判断について、条例第3条は、「実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人の尊厳を守るため、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない」ことを規定している。これは、条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、請求に係る公文書を公開しなければならないという原則公開の観点から条例を運用する情報公開制度の下にお

いても、社会通念上、一般的に知られたくないと考えられる個人に関する情報については最大限に保護されるべきであることを明らかにしたものである。

本件非公開部分は、大津市保健所長についての質問への回答部分であり、大津市保健所長の氏名は慣行により公にされている情報であることから、これを明らかにすることは、特定の個人を識別することができる状態で、当該個人の喫煙歴を公開することとなる。

これらを踏まえると、喫煙歴は、個人の趣味・嗜好に関する情報であり、通常他人に知られたくないものであると考えられ、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあることは否定できない。したがって、本件非公開部分は、条例第7条第1号本文に規定する情報に該当すると認められる。

### (2) 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

条例第7条第1号ただし書ウは、「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を非公開情報から除くこととしている。ここでいう「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関等の一員としてその担当する職務を遂行する場合における情報をいう。

本件非公開部分は、上記（1）で述べたとおり、個人の趣味・嗜好に関する情報である。審査請求人は、保健所長が喫煙している場合、その職務である保健衛生部門全体の統括指導等が適切に行われないおそれが高いことを理由として、本件非公開部分を公開すべきであると主張するが、保健所長個人の喫煙の有無が、職務に直接関連していると判断すべき事情があるとは認められない。したがって、本件非公開部分が、条例第7条第1号ただし書ウに該当するとは認められない。

## 3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月6日	諮問書の受理
令和4年5月23日	審議
令和4年7月4日	実施機関からの事情聴取 審議
令和4年9月6日	審議
令和4年10月3日	答申